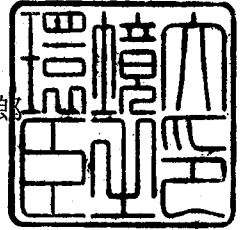


諮問第536号  
環水大土発第2008271号  
令和2年8月27日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
小泉進次郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

*S, S'*-2-ジメチルアミノトリメチレン=ビス (チオカルバマート) 塩酸  
塩 (別名カルタップ)

*N, N*-ジメチル-1, 2, 3-トリチアン-5-イルアミンシュウ酸水素塩  
(別名チオシクラム)

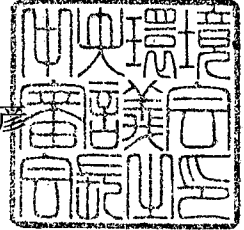
*S, S'*-2-ジメチルアミノトリメチレン=ジ (ベンゼンチオスルホナート)  
(別名ベンスルタップ)

中環審第1137号  
令和2年8月28日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会  
会長 武内

和彦



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和2年8月27日付け諮問第536号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。